

◎新潟県告示第1213号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功（令和4年12月27日付け新潟県告示第1309号指定分）に係る変更を次のとおり認可した。

令和5年11月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 竣功認可（変更）年月日

令和5年11月15日

2 竣功認可（変更）を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 変更の内容

令和4年12月27日付け新潟県告示第1309号（公有水面埋立ての竣功認可）中  
28ページの

「(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位  
(D. L. +0.51m)における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点	糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点(北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒)から	134度57分37秒, 168.15mの地点	
②の地点	①の地点から	197度53分57秒	10.00mの地点
③の地点	②の地点から	182度30分04秒	40.00mの地点
④の地点	③の地点から	92度30分25秒	15.03mの地点
⑤の地点	④の地点から	2度40分02秒	49.33mの地点

(3) 面積

734.74平方メートル」

を

「(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位  
(D. L. +0.51m)における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点	糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点(北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒)から	134度57分37秒, 168.11mの地点	
②の地点	①の地点から	197度57分13秒	10.027mの地点
③の地点	②の地点から	182度37分13秒	40.091mの地点
④の地点	③の地点から	92度27分48秒	15.110mの地点
⑤の地点	④の地点から	2度31分02秒	49.599mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	274度17分32秒	3.147mの地点

(3) 面積

736.17平方メートル」

に変更した。